

『学生支援緊急給付金』の手続きについて

本制度は、原則、家庭から自立して生活している学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト収入が大幅に減少し、学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に、独立行政法人日本学生支援機構が緊急で給付を行うものです。

1. 申請基準

(1) 申請対象者

■本科4・5年生、専攻科生（留学生含む）

(2) 支給要件

以下の①～⑥をすべて満たす者（留学生は①～⑤及び⑦を満たす者）

①家庭からの多額の仕送りを受けていないこと（年間150万円未満を目安とする）

②原則として自宅外（寮生含む）で生活していること

*自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象とする

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が50%以上であること

④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により家庭からの追加支援が期待できないこと

⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が前月比50%以上減少したこと

⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと

1) 「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅰ区分の受給者

2) 「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」の併給を限度額まで利用している者もしくは利用予定の者

3) 「高等教育の修学支援新制度」の申請者または申請予定者であり、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」を限度額まで利用している者もしくは利用予定の者

4) 「高等教育の修学支援新制度」の対象外であり、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」を限度額まで利用している者または利用予定の者

5) 「高等教育の修学支援新制度」及び「日本学生支援機構貸与奨学金」の申請対象外であるが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者（民間の奨学金受給等）

⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加え、以下の要件を満たしている者

1) 学業成績が優秀な者（前年度の成績評価係数が2.30以上であること）

2) 1ヶ月の出席率が8割以上であること

3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない）

4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 支給額

- 住民税非課税世帯の学生：20万円
- 上記以外の学生：10万円

3. 提出書類・期限

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き6頁～7頁を参考に、以下の必要書類を整え、提出ください。

(1) 提出書類

- ①【様式1】学生支援緊急給付金申請書（必須）
- ②【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（必須）
- ③その他、支給要件を満たすことを証明する書類（任意）

（例）

- ・預貯金通帳等の写し
- ・アパート等の賃貸契約書の写し
- ・令和2年1月以降の2か月分のアルバイト給与明細
- ・奨学金受給していることが分かる奨学生証 等

*③の書類については任意提出としますが、学校からの推薦枠が決まっているため、学内で選考を行う際の参考資料として可能な限りご提出をお願いします。

(2) 提出期限

■令和2年6月12日（金）17：00まで

(3) 提出先

■学生課修学支援係

以下のいずれかによりご提出ください。

- ①学生課窓口へ持参
- ②郵送による提出

4. 留意事項

- ・申請書類に虚偽申告その他不正があった場合には、給付金の返金を求められますので、虚偽申告等ないように申請ください。
- ・審査手続きにあたって、疑義が生じた場合には申請者本人または生計維持者に直接問い合わせることがありますことを予めご留意ください。
- ・その他ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【提出先・問い合わせ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 学生課修学支援係
TEL:088-864-5626 FAX:088-864-5536
E-mail:gakuseikk@jm.kochi-ct.ac.jp